

【乳がん・子宮頸がん・子宮体がん再発保障保険】

がん診断給付金をお支払いしない場合について

この保険は乳がん・子宮頸がん・子宮体がん初めて罹患された方が、再発または新たながんにかかったときに保障される保険です。

お支払い対象となるがんは、初めて罹患したがんが再発した場合は、遠隔転移を伴うがんが支払い対象となり、局所再発はお支払いの対象外となります。

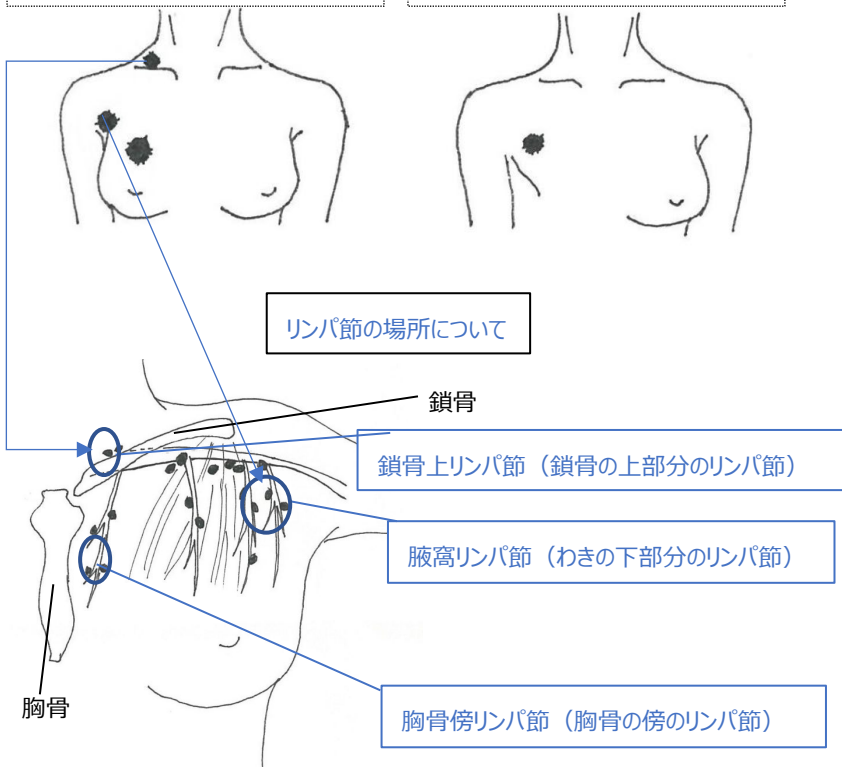
以下はがん診断給付金の支払いの対象となるがんには含みません。

- (1) 上皮内がん（乳房・膀胱などの非浸潤がん、非侵襲がん、大腸の粘膜内がんなど）
- (2) 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん
- (3) 初めて罹患したがんが乳がんの方で、以下に該当する方

【お支払いとならない場合の例】

温存した乳房内、同側のわきの下（リンパ節）、鎖骨の上（リンパ節）に再発（局所再発）した場合

切除した乳房の胸壁に再発（局所再発）した場合



① 初めて罹患した乳がんと同じ側の乳房内、皮膚を含む胸壁における再発と診断確定されたときは、**がん診断給付金をお支払いの対象外となります。**
(ただし遠隔転移を伴う場合はお支払い対象となります。)

② 初めて罹患した乳がんと同じ側の腋窩リンパ節、鎖骨上リンパ節、胸骨傍リンパ節における再発と診断確定されたときは、**がん診断給付金をお支払いの対象外となります。**
(ただし遠隔転移を伴う場合はお支払い対象となります。)

※遠隔転移（転移）とは、がん細胞が最初に発生した場所から、別の臓器や器官へ移動し、そこで増えることをいいます。

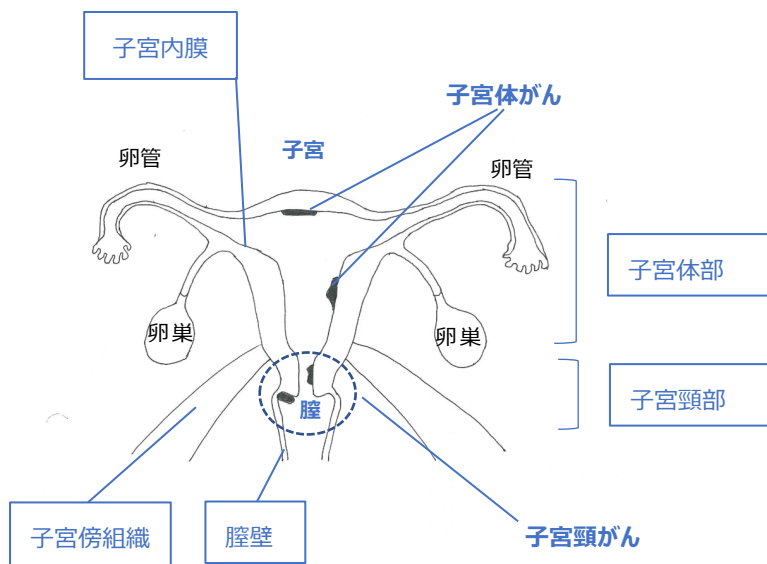
発生部位別お支払可否の例

● 切除、または温存した乳房の 反対側 の乳房にがんが再発した場合	→	○	お支払い対象となります。
● 切除、または温存した乳房の 同側 の乳房にがんが再発した場合	→	×	お支払い対象外となります。
● 切除、または温存した乳房と 同側 のリンパ節にがんが再発した場合	→	×	お支払い対象外となります。
● 切除、または温存した乳房と 反対側 のリンパ節にがんが再発した場合	→	○	お支払い対象となります。
● 乳がんが肺や骨に転移した場合	→	○	お支払い対象となります。

(4) 初めて罹患したがんが子宮頸がん、子宮体がんの方で、以下に該当する方

【お支払いとならない場合の例】

子宮頸部や子宮内にがんが再発（局所再発）した場合



① 子宮頸部、子宮体部、子宮内膜、膣壁、子宮傍組織における再発と診断確定されたときは、**がん診断給付金をお支払いの対象外**となります。

(ただし遠隔転移を伴う場合はお支払対象となります。)

② 子宮摘出後に子宮があった場所と同じ部位における再発と診断確定されたときは、**がん診断給付金をお支払いの対象外**となります。

(ただし遠隔転移を伴う場合はお支払対象となります。)

※遠隔転移（転移）とは、がん細胞が最初に発生した場所から、別の臓器や器官へ移動し、そこで増えることをいいます。

発生部位別お支払可否の例

●膣や子宮頸部にがんが再発した場合	→	×	お支払対象外となります。
●子宮体部にがんが再発した場合	→	×	お支払対象外となります。
●卵巣にがんが発生した場合	→	○	お支払対象となります。
●子宮体がんが肺や肝臓に転移した場合	→	○	お支払対象となります。
●子宮頸がんが直腸や腹膜に転移した場合	→	○	お支払対象となります。